

署  
与  
理  
士  
名

(電話)

※処理事項	発行年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----	----	------	------

受付印

令和 年 月 日

法人番号

この申告の基礎  
の修正・決定  
再修正による。

申告年月日

所在地  
(本県が支店等  
の場合は本店  
所在地と併記)

(電話)

代表者名  
(ふりがな)

経理事務責任者名  
(ふりがな)

事業種目

期末現在の資本金の額  
(解放日現在の額)

期末現在の資本金の額及び  
資本剰余金の額の合算額  
(解放日現在の額)

法第72条の2第1項  
第1号ロ(1)又は(2)  
による加算後の額

期末現在の資本金の額及び  
資本剰余金の額の合算額

法人区分

イに掲げる法人

期末現在の  
資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税の申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得金額総額別表5⑳	兆 十億 百万 千 円			(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額 ①
年400万円以下の金額 ㉑		000	兆 十億 百万 千 円 00	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額 ②
年400万円を超え年800万円以下の金額 ㉒		000	兆 十億 百万 千 円 00	還付法人税額等の控除額 ③
年800万円を超える金額 ㉓		000	兆 十億 百万 千 円 00	退職年金等積立金に係る法人税額 ④
計 ㉑+㉒+㉓ ㉔		000	兆 十億 百万 千 円 00	課税標準となる法人税額 ⑤
軽減税率不適用法人の金額 ㉕		000	兆 十億 百万 千 円 00	課税標準となる法人税額 (1)+(2)-(3)+(4) ⑥
付加価値額総額 ㉖				2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額 ⑦
付加価値額 ㉗	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	法人税割額 (5)又は(6)×100 ⑧
資本金等の額総額 ㉘				道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑨
資本金等の額 ㉙	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	税額控除超過額相当額の加算額 ⑩
収入金額総額 ㉚				外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 ⑪
収入金額 ㉛	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	外国の法人税等の額の控除額 ⑫
所得金額総額別表5㉜				仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑬
所得金額 ㉝	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	差引法人税割額 (7)-(8)+(9)-(10)-(11)-(12) ⑭
付加価値額総額 ㉞				既に納付の確定した当期分の法人税割額 ⑮
付加価値額 ㉟	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑯
資本金等の額総額 ㊱				この申告により納付すべき法人税割額 (13)-(14)-(15) ⑰
資本金等の額 ㊲	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	算定期間において事務所等を有していた月数 ⑱
収入金額総額 ㊳				円× $\frac{17}{12}$ ⑲
収入金額 ㊴	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑳
合計事業税額 (㉔又は㉔+㉕)+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞+㉟+㊱+㊲+㊳+㊴	00		00	この申告により納付すべき均等割額 (18)-(19) ㉑
事業税の特定寄附金税額控除額 ㉖				この申告により納付すべき道府県民税額 (16)+(20) ㉒
差引事業税額 (㉔-㉕-㉖-㉗) ㉗	00		00	㉒のうち見込納付額 ㉓
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉘				差引 ㉓-㉔ ㉔
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				特別区分の課税標準額 ㉕
所得割 ㉕	00		00	東場 東京都に 申告計算 する算 同上に対する税額 (24)×100 ㉖
資本割 ㉖	00		00	市町村分の課税標準額 ㉗
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				同上に対する税額 (26)×100 ㉘
所得割 ㉗	00		00	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52)) ㉙
資本割 ㉘	00		00	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉚
㉕のうち見込納付額 ㉙				還付請求 ㉛
摘要	課税標準	税率(%)	税額	中間納付額 ㉜
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㉚	兆 十億 百万 千 円 000		兆 十億 百万 千 円 00	還付を受けようとする金融機関及び支払方法 口座番号(普通・当座) 銀行 支店
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉛	00		00	法人税の期末現在の資本金等の額 兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉜	00		00	法人税の当期の確定税額
合計特別法人事業税額 (㉚+㉛+㉜) ㉝	00		00	決算確定の日 . . . 解散の日 . . .
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉞	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円	残余財産の最後の分配又は引渡しの日 . . .
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額 ㉟	00		00	申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (㉝-㉞-㉟) ㊱	00		00	法人税の申告書の種類 青色・その他 この申告が中間申告の場合の計算期間 . . .
差引 ㊱-㊲ ㊲				翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無
資本金の額(外貨)	資本剰余金の額(外貨)	資本剰余金の額(外貨)	前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

(事業税)

(特別法人事業税)